

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長 殿
- 【提出日】** 平成28年12月26日提出
- 【発行者名】** 大和証券投資信託委託株式会社
- 【代表者の役職氏名】** 取締役社長 岩本 信之
- 【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【事務連絡者氏名】** 山村 政
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【電話番号】** 03-5555-3111
- 【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】** ベトナム株ファンド
- 【届出の対象とした募集
内国投資信託受益証券の
金額】** (1) 当初自己設定（平成28年12月26日）
1億円とします。
(2) 継続申込期間（平成28年12月26日から平成30年2月16日まで）
10兆円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年12月9日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項につき、申込受付中止日の追加にかかる記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部 【証券情報】

(12) 【その他】

< 訂正前 >

< 略 >

ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所またはシンガポール証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

次のイ．およびロ．に掲げる日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付けは行ないません。

イ．ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所またはシンガポール証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

< 略 >

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(2) 【ファンドの沿革】

<更新後>

平成28年12月26日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

< 略 >

ただし、販売会社は、ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所またはシンガポール証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

イ．ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所またはシンガポール証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

< 略 >

2 【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

< 略 >

< 一部解約 >

< 略 >

ただし、販売会社は、ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所またはシンガポール証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 一部解約 >

< 略 >

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

イ．ホーチミン証券取引所、ハノイ証券取引所またはシンガポール証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

< 略 >